

令和4年（行ウ）第302号・同第446号・同第383号
神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原 告 [REDACTED] 外9名

参加原告 [REDACTED]

被 告 千代田区長 外1名

準備書面（6）

令和6年2月29日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御中

原告ら及び参加原告訴訟代理人弁護士 大城 聰

同 福田 隆行

同 熊澤 美帆

同 久道 瑛未

本書面において、原告らは、令和5年9月22日付け被告準備書面（3）
及び令和6年1月11日付け準備書面（4）に対し、以下のとおり反論し、
主張を補充する。

第1 ガイドラインに基づく工事の一時中止に関する被告の主張と仮処
分申立ての理由が矛盾していること

被告は、令和5年1月15日付で原告らを含む住民に対して、本件道路への立入行為禁止を求めて東京地方裁判所に仮処分を申し立てた（令和5年（ヨ）第3446号立入行為禁止仮処分命令申立事件　甲C52仮処分申立書）。

被告は、仮処分申立書（甲C52）において、本件申立てにおいては、「工事が実施できていない」（申立書2頁）、「工事が実施できておらず」（同4頁）、「本件工事の実施ができていない」（同18頁）、「本件工事が実施できないこと」（同21頁）、「本件工事を進めることができず」（同27頁）と申立ての理由を述べている。

しかしながら、被告は、本訴訟において「本件工事は、あくまで本件工事区間の道路整備を目的とする工事であって、本件街路樹を伐採するための工事ではない。それゆえ、本件街路樹を伐採できないという一事をもって、本件工事を施工できないと認めることは困難である。したがって、本件街路樹の伐採に取りかかれないことをもって、千代田区が本件工事の一時中止を通知しなければならないとする所論は、本件工事の本旨を正解しないものとして失当である。」（被告作成令和4年1月23日付準備書面（1）33頁）と主張する。

被告の仮処分申立ての理由と本訴訟での上記主張は矛盾している。被告が真に本件工事が実施できないと考えるのであれば、直ちにガイドラインに従って工事一時中止の通知を行い、工事を一時中止すべきである。本訴訟における被告の上記主張を維持して工事一時中止しないのであれば、それと矛盾する被告による仮処分申立ては著しく不当な行為である。

(求釈明①)

被告は、仮処分申立て後である現時点においてもガイドラインに従った工事一時中止に関する上記主張を維持するのか否か明らかにされたい。

第2 被告準備書面（3）第2・8（2）について

被告は被告準備書面（3）24頁において、千代田区職員が藤井教授の「真意をゆがめて不正確な情報を企画総務委員会に伝達した」との評価はあたらないと主張する。

しかし、この点に関する原告の主張は既に行つたとおりであるが、甲A21号証の「A氏」当人である藤井教授は、以下のように述べている（甲C53 藤井教授意見書）。

②同協議会での報告資料では、残置案と更新案に対する意見が並記されているため、両案に対する小生の評価が同程度と受け取られ、残置案の現存するイチョウの保全が最優先と答えた小生の意見が正確に報告されていません。

（中略）

小生が問題にしているのは、前記のように残置案と更新案に対する小生の意見が並記されていることで、この記述方法によって小生の両案に対する評価が同程度と受け取られることです。

さらに、①で指摘したように意見聴取対象者に聴取結果を確認していないために、次の③で指摘したような不正確な記述が多くあり、小生を含む専門家の意見が上記企画総務委員会や協議会に正確に伝わっていなかつたと判断され、上記「答弁書」ではこのことには全く言及していません。上

記委員会や協議会で専門家の意見が正確な情報として提供されていなかつたことは、会議内容を左右する重大な問題であったと思います。

③同資料の小生の意見「現状の植栽基盤は改良する必要がない」と「植栽基盤は12立方mに確保するのが欧米では標準」は矛盾していると受け取られるはずで、前者は土壌組成、後者は土壌容量のことと補足する必要があります。この一例のように報告資料作成者は街路樹に関わる専門的知見をもたないため、報告資料には不正確な記述が多くあります。

このような不正確な報告資料に基づいて判断している以上、その判断過程は合理性を欠き、正確な資料に基づいて判断していれば結論が変わり得たのである。そのうえ、このような不正確な報告が作成されたのは、「①意見聴取結果は文章化して聴取対象者に確認する必要がありますが、確認する機会を設けずに上記協議会で資料として配付され報告された」（甲C5
3 藤井教授意見書）によるものである。

第3 被告準備書面（4）に対する反論及び原告の主張の補充

1 本件が被告における重大案件であること

被告は、被告準備書面（4）5頁において、本件工事契約締結の権限が、千代田区長にあることを明言している。

これは、本件工事契約締結が、区長が決裁すべき千代田区にとって重大な案件であることを示すものである。

しかし、その被告においては本件工事を含む本件通りの道路整備に深く関与していた嶋崎秀彦元千代田区議会議員（以下、「嶋崎元区議」という。）が逮捕されるという前代未聞の事態が起きている。さらに、被告の元職員も逮捕されており、千代田区長が被告の行う入札を適切

に実施した上で契約を締結していたとは到底考えられない状況であることが明らかになった。

本年 1 月 2 4 日、東京都千代田区発注の区立お茶の水小学校・幼稚園の工事をめぐり、入札情報を受注業者に漏らしたとして、嶋崎元区議と、千代田区の元職員（当時行政管理担当部長）が、官製談合防止法違反容疑で逮捕され、同日には債権者の役所である千代田区役所本庁舎において家宅捜索がなされたた（甲 C 5 4 の 1 朝日新聞）。

逮捕容疑では共謀して 2 0 2 0 年 4 月、区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事の 2 件の一般競争入札を巡り、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を配管工事会社「日管」（浜松市）と設備工事会社「五建工業」（千代田区）に漏らしたとされる（甲 C 5 4 の 2 東京新聞）。業者から依頼を受けた嶋崎元区議が、元職員を通じて情報を入手し、業者に伝えていたという。入札は同年 5 月にあり、日管を含む共同企業体（J V）が空調工事を落札した。入札（見積）金額は、日管を含む J V が 6 億 2 2 3 1 万円、他の 2 つの J V が 6 億 2 2 3 8 万 4 0 0 0 円で、その差額は 7 万 4 0 0 0 円であった（甲 C 5 5 の 1 入札（見積）経過調書）。五建工業を含む J V は給排水工事を一者応札で落札した（甲 C 5 5 の 2 入札（見積）経過調書）。

被告は、区のホームページでお詫びするとともに、同月 2 9 日に庁内に「入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」を設置、同年 2 月 7 日に「入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置した（甲 C 5 6 千代田区ホームページ）。

同月 1 4 日、逮捕された元区議会議員及び元職員が、ほかの 3 件の工事でも入札情報を漏らしていたとして再逮捕された。再逮捕の報道の中で、「警視庁は不正が常態化していたとみて調べています」と報じ

られた（甲C54の3 NHK）。

上述したとおり、逮捕された嶋崎元区議は、本件工事を含む本件通りの道路整備に深く関与していた。嶋崎元区議は、本件工事契約締結に係る議案が審議された令和3年9月21日に開催された千代田区議会企画総務委員会の委員長であった。

また、嶋崎元区議は、令和4年4月25日、原告らを含む住民がイチョウの伐採中止、街路樹保存などを求めて千代田区議会に提出した陳情書の審査を千代田区議会企画総務委員会の委員長として行った。この陳情審査において、企画総務委員会では可否同数となり、委員長であった嶋崎元区議の判断で不採択となり、本件工事が実施されることになった（甲C57の1～2 陳情書、採択議事録（抜粋））。

本件工事に関しては、令和3年8月25日に開札が行われた結果、最低価格を提示した訴外大林道路が落札者として決定した。疎外大林道路の入札（見積）金額は3億4378万7400円、次に低い入札（見積）金額は疎外東京舗装工業株式会社の3億4390万円で、その差額はわずか11万2600円であった（甲C55の3 入札（見積）経過調書）。

嶋崎元区議が本件工事の上記入札に直接関与していたかは現時点の報道からは明らかではないが、「嶋崎と気脈を通じる坂田融朗副区長は、そんな嶋崎の意向が伝わるのか、反対派住民を一顧だにしない開発強硬派として知られる。坂田はまず、千代田区内の白山通り、明治通り、神田警察通りの合計300本の街路樹の伐採計画を打ち出した。沿道で猛反対が起きたが、計画を撤回する気はない。」、「樋口が頼ったのが、区職員出身の坂田融朗（みちあき）副区長（山口前副区長の後任）であり、その坂田と気脈を通じ、区議会の保守系会派で大きな顔をして

いる嶋崎であった。「いまの区政は、坂田さんと嶋崎さんが完全に牛耳っています。樋口区長は単なる傀儡です」。そうベテランの千代田区議は評する。警視庁が1月24日に家宅捜索した千代田区役所の各部署のなかで、もっとも念入りに捜索が行われたのは坂田副区長室であった。嶋崎と二人三脚をしてきた彼の部屋へのガサ入れは、実に3時間にも及んだという。」と報じられている（甲C54の4 FACTA3月号）。

被告が設置した「入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」及び「入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」は、調査結果を公表するには至っていない。被告は、「今後は、捜査への全面的な協力を第一にしながら、区といたしましても、事件の背景までしっかりと究明し、再発防止対策に徹底して取り組み、区民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。」とするが、嶋崎元区議が本件工事の入札に不正な関与をしていないとの言及はない。

「不正が常態化」していたという状況の中で、嶋崎元区議が深く関与してきた本件工事の入札だけは適正に行われていたと判断できる材料はなく、本件工事の入札に関しても不正があったことを客観的に否定できる状況ではない。

住民の意見が二分される状況の中で、本件工事が反対する住民を排除してまで行われようとしてきたことは通常では考えにくく、今後の捜査の進展や被告の設置した検討会等によって「事件の背景までしっかりと究明」されることになれば、嶋崎元区議が積極的に進めてきた本件工事の入札において不正な関与があったことが明らかになる可能性がある。

本訴訟では、本件議決の有効性が問題となっているところ、仮に本

件工事に関する入札において不正があったことが千代田区議会に伝えられていれば、千代田区議会が本件議決をしなかったことは明白である。

被告において元職員や元区議が逮捕、再逮捕された状況において、被告が住民の反対を押し切ってまで本件工事を実施する必要はない。被告においては真相究明が最優先すべきことであり、本件工事の入札に嶋崎元区議や被告の職員の不正な関与があるか否かも含めて「事件の背景までしっかりと究明」した後に公明正大な状況で本件工事を続行するか否かを決めるのが道理であると考えられる。したがって、被告において入札契約に関して元職員及び元区議が逮捕、再逮捕され、不正の常態化が疑われている異常な状態において、被告が早急に行うべきことは関連する事実関係を明らかにすることである。

(求釈明②)

(1) 被告において、本件工事の入札に関して嶋崎元区議及び被告の職員（元職員も含む）が不正な関与をしていないということであれば、その旨を根拠資料とともに明らかにすることを求める。

(2) 被告の設置した「入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」及び「入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」において、本件工事の入札に関して調査・検討の対象となっているか否かを明らかにされたい。

2 原告らが「千代田区に生じる損害を1億円とする根拠」について
原告らとしては、実際に被告が支出した金額が1億円であるからその金額を対象としたまでであり、本来的には契約金全体が損害であるから一部請求である。

3 既存街路樹を活かした整備が妥当であること

(1) 街路樹の専門家である藤井教授の意見の概要

街路樹の専門家である藤井教授は、①歩道と自転車道の有効幅員と②既存街路樹のイチョウと街路樹更新案で検討されているヨウコウザクラの存在効果の違いから、既存街路樹を生かした整備が妥当であるとの見解を明らかにしている（甲C53 藤井教授意見書）。

被告は、藤井教授の意見を聴取しておきながら、既存街路樹を活かした整備について十分検討することはなかった。被告が既存街路樹を活かした整備について十分検討することがなかったことは適正な手続を逸脱するものである。そして、専門家から既存街路樹を活かした整備に関する意見を聴取しているにもかかわらず、令和3年9月21日の区議会企画総務委員会において須貝課長が「今ある街路樹がその位置にあると整備できない」と答弁したことは、明らかに事実に反しており、虚偽答弁である。

既存街路樹を活かした整備が妥当であるとする理由は以下のとおりである。

ア 有効幅員について

既存街路樹存置案でも、有効幅員1.5mが確保されている。歩行者道と自転車道の有効幅員について、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」（平31年3月改訂）道路編では「歩道の有効幅員2.0m以上を確保することが困難な場合には、少なくとも歩道の有効幅員として1.5mを確保する。」されている。これに加え、「幅員が狭い場合に歩行者が互いに譲り合うことは日常的にみられることで、

世界共通」（甲C53 2頁）である。

さらに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月、国土交通省道路局・警察庁交通局）には、「自転車通行空間の幅員は、隣接する歩行空間の幅員とのバランスが重要であり、歩行者、自転車がそれぞれの空間を通行しやすく、また、自然に通行位置が守られるよう、歩行者、自転車の交通量を考慮して決定するものとする。」とあり、具体的幅員は示されておらず、2.0m以上に固執する理由はない。

イ 街路樹更新案で検討されているヨウコウザクラの存在効果は、既存街路樹のイチョウと存在効果に及ばないこと

街路樹の専門家である藤井教授の意見書（甲C53）によれば、既存街路樹のイチョウの存在効果は、次のとおりである。

既存街路樹のイチョウは樹高10m、幹周100cmを超える木も多く、緑陰効果や歩車道を仕切る効果、沿道居住者の生活環境、通行者の歩行・走行環境として大きな存在効果をもたらしています。それらの効果は、現状の強い切詰め剪定を見直し、車道側や道路縦断方向に樹冠が広がれば、さらに大きくなります。例えば、緑陰効果では、舗装面に直射日光が当たれば、夏期の路面温度は5, 60°Cにもなりますが、樹冠で直射日光が遮蔽されれば路面温度は20°Cも低くなり、日中は木陰で涼しく、夜間の輻射熱も大幅に下ることができます。温暖化が急速に進む中、世界の大都市がこぞって樹冠被覆率（=高木の樹冠で覆った面積割合）を高めようとしているのは、この温度低減効果によります。

これに対し、街路樹更新案で検討されているヨウコウザクラの存在効果は、以下のとおりである。

街路樹更新案で検討されているヨウコウザクラは、樹高4，5m程の苗木を植えても成長が遅い上に、伸びても最大樹高が8m程です。また、枝が幹の低いところから篠状に広がりますので、車道側4.5m、歩道側2.5mの建築限界が長年に亘ってクリア一できず、自転車を含む車両と歩行者の通行の支障になります。また、枝が篠状に伸びて樹冠が広がるまでに年数がかかりますので、苗木植栽後、長年に亘って緑陰効果が期待できません。

このように、「既存街路樹のイチョウと街路樹更新案で検討されているヨウコウザクラの存在効果には大きな差があり、年々暑さが増している神田警察通りの街路樹としては既存のイチョウを存置して、歩道、自転車道を整備することが強く求められる」のである（甲C53 藤井教授意見書）。加えて、藤井教授によれば、「イチョウは火に当たっても着火しにくく、深根性で倒伏しにくいため、何時発生するかわからない首都直下地震時の防火樹として、また倒伏する建物を支えて避難路を確保するためにも有効」である。

これらの存在効果を有するイチョウを伐採して、存在効果が半減するヨウコウザクラを前提とした更新をすることは全く無意味なのである。

(2) 住民らからの要望書に記載の方法によれば既存街路樹を残したま

ま本件工事が可能であること

ア 住民が提出した要望書の概要

原告らを含む「神田警察通りの街路樹を守る会」は、令和6年2月19日に、千代田区長宛てに要望書を提出し、千代田区議会宛てに陳情書を提出した（甲C58の1、甲C58の2）。

要望書では、守る会のメンバーは、「神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事が円滑に進むことを願っています。ただし、既存の街路樹を少しでも守りたいのです。そこで、既に7本が伐採されたことを前提に、別紙で○印をつけた箇所のうち、「伐採予定」の樹木2本を別の場所に移植し、○印部分に停車帯を設置することを提案します。この方法であれば、停車帯を設置し、かつ、既存の街路樹の伐採を最小限にすることが可能であると考えています。」として、この提案をもとに、住民と話し合う場を設けることを要望している。

この方法であれば、既存街路樹を残したまま本件工事を行うことが可能になる。

しかしながら、被告は、本要望書に何ら答えることなく、原告ら住民が要望書を提出しても話し合いに応じることを頑なに拒否している。これは対話の下に進めていく答弁が虚偽であったことを如実に示す事実である。

イ 拡大沿道整備協議会設置が必要であること

藤井教授は、次のように拡大沿道整備協議会の設置が必要であると述べている。本件工事と同じように歩道拡幅等の再整備を進めた明大通りでは、拡大協議会が9回開催し、最後は拡大協議会委員全員が納得して工事が進められた。本件工事についても拡大沿道整備協議会を設置する

ことで、「沿道の方々との思いの乖離があるとすれば、それをできるだけ、おっしゃるとおり、対立にならないような形で進めていきたい」（令和3年9月21日区議会企画総務委員会）との印出井部長の答弁を実現できる。原告ら住民の上記アの既存街路樹を残して本件道路の整備を進める提案についても拡大沿道協議会が設置されれば、そこで協議することも考えられる。対立にならない形で進めることが実現できるにもかかわらず、これを被告が一方的に拒絶することで実施しないとすれば、それは「対立にならないような形で進めていきたい」という答弁が虚偽であったことを裏付けることになる。

原告らは、既に被告に対して対話に応じるように求めているが、その対話の方法の一つとして、藤井教授が提案された拡大沿道整備協議会を早急に設置するように求める。

(求釈明③)

(1)「対立にならないような形で進めていきたい」との答弁との関係で、近隣住民から既存街路樹を残したまま本件工事が可能になる提案が出ているにもかかわらず、話し合いに応じない理由を明らかにされたい。

(2)「対立にならないような形で進めていきたい」との答弁との関係で、藤井教授が提案されている拡大沿道整備協議会を設置するか否かを明らかにされたい。

以上